

国立市子ども総合計画審議会条例

平成17年3月30日条例第1号

改正

平成20年9月24日条例第23号

平成21年3月31日条例第5号

平成24年12月26日条例第28号

国立市子ども総合計画審議会条例

(設置)

第1条 国立市子ども総合計画に関する事項を審議するため、国立市子ども総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 子ども総合計画の策定に関すること。
- (2) 子ども総合計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校教育、保育及び幼稚園の関係者 3人以内
- (3) 地域教育の関係者 2人以内
- (4) 公募により選出された市民 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第55号を第56号とし、第26号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 子ども総合計画推進委員会委員

第 4 条中「第52号」を「第53号」に改める。

第 5 条中「第53号」を「第54号」に、「第55号」を「第56号」に改める。

別表第 2 中

「 社会教育委員	” 9,100円」
----------	-----------

を

「 社会教育委員	” 9,100円
子ども総合計画推進委員会委員	” 9,100円」

に改める。

付 則 (平成20年9月24日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日条例第5号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「子ども総合計画推進委員会委員」を「子ども総合計画審議会委員」に改める。

別表第2 職名の欄中

「

子ども総合計画推進委員会委員

 」

を

「

子ども総合計画審議会委員

 」

に改める。

付 則 (平成24年12月26日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。